

労働賃金に及ぼるべき一級中級の標準を定めることと固執最
 中級中級労働賃金を二十二分を視認するに會社の出資一
 十、労働賃金の原因
 十一、労働賃金の原因
 十二、労働賃金の原因
 十三、労働賃金の原因
 十四、労働賃金の原因
 十五、労働賃金の原因
 十六、労働賃金の原因
 十七、労働賃金の原因
 十八、労働賃金の原因
 十九、労働賃金の原因
 二十、労働賃金の原因
 二十一、労働賃金の原因
 二十二、労働賃金の原因
 二十三、労働賃金の原因
 二十四、労働賃金の原因
 二十五、労働賃金の原因
 二十六、労働賃金の原因
 二十七、労働賃金の原因
 二十八、労働賃金の原因
 二十九、労働賃金の原因
 三十、労働賃金の原因
 三十一、労働賃金の原因
 三十二、労働賃金の原因
 三十三、労働賃金の原因
 三十四、労働賃金の原因
 三十五、労働賃金の原因
 三十六、労働賃金の原因
 三十七、労働賃金の原因
 三十八、労働賃金の原因
 三十九、労働賃金の原因
 四十、労働賃金の原因
 四十一、労働賃金の原因
 四十二、労働賃金の原因
 四十三、労働賃金の原因
 四十四、労働賃金の原因
 四十五、労働賃金の原因
 四十六、労働賃金の原因
 四十七、労働賃金の原因
 四十八、労働賃金の原因
 四十九、労働賃金の原因
 五十、労働賃金の原因
 五十一、労働賃金の原因
 五十二、労働賃金の原因
 五十三、労働賃金の原因
 五十四、労働賃金の原因
 五十五、労働賃金の原因
 五十六、労働賃金の原因
 五十七、労働賃金の原因
 五十八、労働賃金の原因
 五十九、労働賃金の原因
 六十、労働賃金の原因
 六十一、労働賃金の原因
 六十二、労働賃金の原因
 六十三、労働賃金の原因
 六十四、労働賃金の原因
 六十五、労働賃金の原因
 六十六、労働賃金の原因
 六十七、労働賃金の原因
 六十八、労働賃金の原因
 六十九、労働賃金の原因
 七十、労働賃金の原因
 七十一、労働賃金の原因
 七十二、労働賃金の原因
 七十三、労働賃金の原因
 七十四、労働賃金の原因
 七十五、労働賃金の原因
 七十六、労働賃金の原因
 七十七、労働賃金の原因
 七十八、労働賃金の原因
 七十九、労働賃金の原因
 八十、労働賃金の原因
 八十一、労働賃金の原因
 八十二、労働賃金の原因
 八十三、労働賃金の原因
 八十四、労働賃金の原因
 八十五、労働賃金の原因
 八十六、労働賃金の原因
 八十七、労働賃金の原因
 八十八、労働賃金の原因
 八十九、労働賃金の原因
 九十、労働賃金の原因
 九十一、労働賃金の原因
 九十二、労働賃金の原因
 九十三、労働賃金の原因
 九十四、労働賃金の原因
 九十五、労働賃金の原因
 九十六、労働賃金の原因
 九十七、労働賃金の原因
 九十八、労働賃金の原因
 九十九、労働賃金の原因
 一百、労働賃金の原因

法人 労働賃金 出資

法人 労働賃金 出資

月一二四圓最低六〇圓の外請賃の利益を歩合配當し且つ月
 二回の公休を與ふる等相當優遇するに反し、一般仲仕に對
 しては日給最高二圓最低一圓五十錢を支給し公休を與へず
 其の待遇に多大の懸隔あり之を不平として遂に親方制度を
 廢止し賃金を平等にせんことを要求することゝなつたので
 ある。

十一、爭議の經過
 爭議參加仲仕二十八名は五月三十一日事業場に會合協議の
 結果作業繼續の儘交渉することゝし同日夜支店長に對して
 賃金平等の要求をなせり。
 之に對して支店長は本店と折衝の上善處する旨回答誠意を
 示したので、爾來勞資双方の交渉數次にして、六月四日會
 社事務所に於て會社側より提出に係る次の解決案を容認す